

具体的な計算例

判定期間中に作成した居宅サービス計画について、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算となります。

※対象となるサービス・・・訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

◎計算式

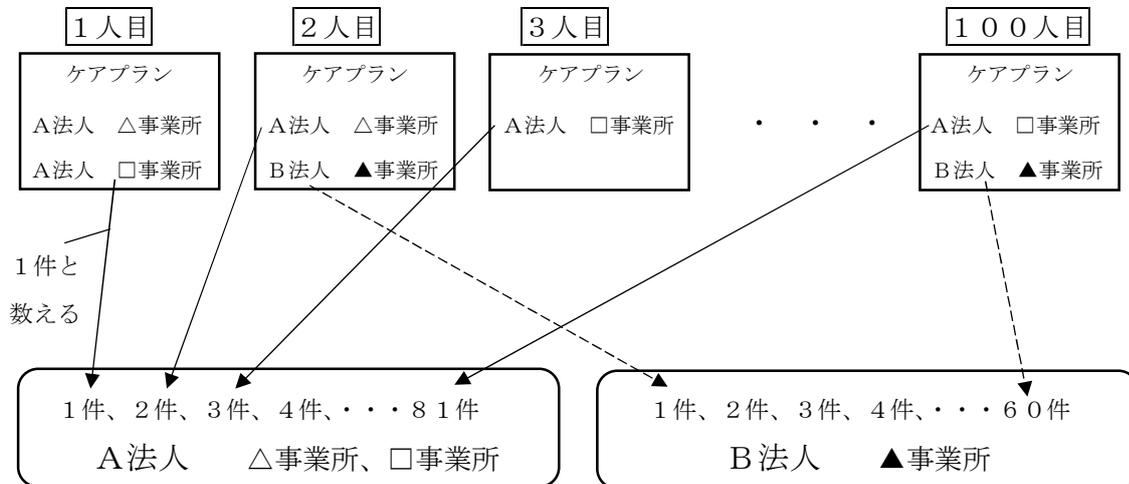
当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置づけた計画数

※「紹介率最高法人」・・・最も多く居宅サービス計画に位置づけられている法人

【留意点】

- ・ 要支援者の介護予防サービス計画は含めない。
- ・ 計画を作成したが、サービスの利用が全くなかった利用者の計画は判定対象外。
- ・ 月遅れで給付管理を行った場合でも、サービス提供を行った月分に入れて数える。
- ・ 上記計算式の分母にあたる「当該サービスを位置づけた計画数」について
例えば、1人の利用者の居宅サービス計画に2つの訪問介護事業所からのサービス提供を位置づけた場合でも、当該利用者1人につき「1」と数える（「2」とはならない）。

(例) 利用者120人のうち、訪問介護サービスを位置づけている利用者が100人いる場合



居宅サービス計画数：120

訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数：100

A法人の訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数：81

B法人の訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数：60

よって、A法人81% (=81÷100)、B法人60% (=60÷100) となり、紹介率最高法人であるA法人への紹介率が80%を超えているため、正当な理由がない限り、減算となる。